

Ⅲ 適用を受ける法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

1 適用額明細書への転記例

P15から適用を受ける法人税関係特別措置ごとの記載の仕方が掲載されていますが、適用額明細書への転記は次のとおり行ってください。

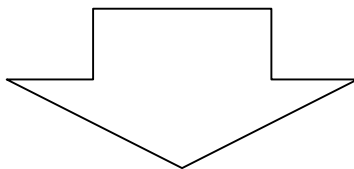
【別表様式六の二(三)】

別表六の二(三)
「11」、「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連年	結業	法人名	
1	22	23	25
試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(三)付表「1」の合計)又は(各連結法人の別表六の二(三)「26」欄の合計)	差引当期税額基準額残額 (11) - (12) - (19)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「平成27年旧措置法第68条の9第3項」 ② 「区分番号」欄: 「10411」 ③ 「適用額」欄: 「26」欄の金額	200,000
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	当期繰越税額控除 (24) - (25)	法人税額の特別控除額 (14) 又は ((14) + (21) + (26))	
試験研究費割合 (1) (5)			

別表六の二(三) 平二十七・四・一以後終了連結事業年度



【適用額明細書】

適用額明細書

① 税特別措置法の条項
平成27年旧措置法
第68条の9第3項第号

② 番号
10411

③ 適用額
200000

※ 上記別表様式六の二(三)の記載の仕方のように「① 租税特別措置法の条項」欄に「平成27年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上の余白部分に記載してください。

2 平成27年度税制改正に係る租特透明化法施行規則に掲げる表について

従来、税制改正により租税特別措置法の条項に改正があった場合は、租特透明化法施行規則に掲げる表(以下「適用額明細書コード表」といいます。)の「租税特別措置法の条項」欄には、改正前の租税特別措置法(以下「旧措置法」といいます。)及び改正後の租税特別措置法(以下「新措置法」といいます。)の条項を併記していましたが、平成27年度の税制改正において、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄について規定の整備が行われ、条項の改正で区分番号に変更がないときは、新措置法の条項のみを掲載することとされました(※参照)。

なお、この改正により適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には新措置法の条項のみが掲載されていますが、旧措置法の適用を受ける場合であっても、引き続き適用額明細書の提出が必要ですのでご注意ください。

また、この場合、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄は、新措置法の条項を記載してください。

※ 【適用額明細書コード表の掲載方法変更例】

- 区分番号「10386」(措置名：エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却)
 <税制改正の内容>
 旧措置法の条項：「第68条の10第1項第1号ロ(償却費)」
 新措置法の条項：「第68条の10第1項第1号ハ(償却費)」

従来の掲載		平成27年度の掲載	
租税特別措置法の条項	区分番号	租税特別措置法の条項	区分番号
第68条の10第1項第1号ハ 又は平成27年旧措置法第68条の10第1項第1号ロ(償却費)	10386	第68条の10第1項第1号ハ(償却費)	10386

(参考)

旧措置法の条項は適用額明細書コード表に掲載されないこととされましたが、以下の条項については、引き続き掲載されています。

- ① 廃止された法人税関係特別措置
- ② 経過措置として「なおその効力を有する」と規定された法人税関係特別措置